

22. 商店街等を核とする地域のにぎわい創出支援事業

商店街等の地域のにぎわいを創出する取組等を支援します！

事業の内容

1. 商店街等を核とする地域のにぎわい創出支援事業費補助金

目的

商店街が、「商店街活性化プラン」に基づき「地域のにぎわい創出」を図る取組や、商店街以外のエリアにおける「新たなにぎわい創出」に向けた取組に対し市町と連携して支援します。

事業の枠組み

地元市町を通じた間接補助金 県 市町 事業主体

事業主体

商店街振興組合、事業協同組合、商店街組織、商工会、商工会議所等、商業者（3者以上）（ ）、社会福祉法人（ ）、特定非営利活動法（ ）「新たなにぎわい創出事業」のみ対象

補助率

補助対象経費の4/10以内かつ市町補助額の4/8以内

対象事業

- (1) 商店街活性化プラン事業
 - 商店街体制強化支援事業 商店街活性化プラン策定支援事業
 - 商店街にぎわい創出事業 商店街共同施設等整備事業
- (2) 地域のにぎわい創出事業
 - 新たなにぎわい創出事業

、の事業については、「商店街活性化プラン」を策定し、市町の認定を受ける必要があります。

補助上限額

- ・事業 600千円
- ・事業 2,500千円（下限500千円）
- ・事業 5,000千円（下限500千円）
- ・事業 400千円

活用事例

- ・商店街の個店を強化する取組（経営支援セミナー、おもてなし向上セミナー開催など）
- ・商店街活動の魅力を向上させる取組（商店街イベントの試行など）
- ・活性化プラン策定に対する支援（まちづくりセミナー受講、先進地視察など）
- ・商店街活性化のためのソフト事業（空き店舗対策、まちゼミ開催等による個店の魅力向上、地域と協働したイベント開催など）
- ・商店街の共同施設整備や改修への支援（アーケード改修、Wi-Fi機器や防犯カメラの設置など）
- ・地域を巻き込んだイベントやフェアの開催
- ・異業種連携による新たなサービスの開発・提供
- ・商業者が集まって取り組む地域の課題解決など

問い合わせ先

産業労働部 経営支援課 団体・商業振興担当

担当者：池田、金子

電話：095-895-2650

E-mail：s05570@pref.nagasaki.lg.jp